

福井県報

第 420 号
令和 8 年
9月29日 (火)
火曜日発行

目次

(※は県例規集掲載事項)

規則

- ※調理師法施行細則等の一部を改正する規則（４４・医薬食品・衛生課）…………… 1
※福井県財務規則等の一部を改正する規則（４５・審査指導課）…………… 3

告示

- 救急業務に係る医療機関の認定（４２３・福井健康福祉センター）…………… 8
○指定公金事務取扱者の指定（４２４、４２５・経営改革課）…………… 8
※福井県労使相談センター設置運営要綱（４２６・労働政策課）…………… 8
○国土調査の成果の認証（４２７・農地整備課）…………… 10
○保安林の指定施業要件の変更の予定（４２８、４２９・森づくり課）…………… 10
○指定公金事務取扱者の指定（４３０・審査指導課）…………… 10

訓令

- ※県税賦課徴収事務取扱規程の一部を改正する訓令（１２・税務課）…………… 11
※福井県出先機関事務決裁規程の一部を改正する訓令（１３・人事課）…………… 12

公告

- 土地区画整理事業の認可（都市計画課）…………… 15

人事委員会規則

- ※初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（２２）…………… 15
※公益的法人等への福井県職員等の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（２３）…………… 16

企業管理規程

- ※福井県水道用水供給条例施行規程の一部を改正する規程（５）…………… 17

規則

調理師法施行細則等の一部を改正する規則を公布する。

令和8年9月29日

福井県知事 石田 嵩人

福井県規則第44号

調理師法施行細則等の一部を改正する規則

（調理師法施行細則の一部改正）

第1条 調理師法施行細則（昭和34年福井県規則第31号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中 「本籍地
都道府県名
（国籍）」 を 「本籍地
都道府県
（国籍等）」 に改める。

様式第2号および様式第3号中 「本籍地
都道府県名
（国籍）」 を 「本籍地
都道府県
（国籍等）」 に改める。

（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部改正）

第2条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（昭和37年福井県規則第4号）の一部を次のように改正する。

様式第13号中「関係書類を添えて」を「次のとおり」に、

「本籍地都道府県名
〔日本国籍を有していない者については、その国籍〕」 を 「本籍地都道府県
〔日本国籍を有していない者
については、その国籍等〕」 に、

「

（ふりがな）	
氏名	
生年月日	年月日

」 を
「

（ふりがな）	
氏名	
生年月日	年月日
性別	

」 に改める。

様式第14号中 「本籍地
都道府県名
（国籍）」 を 「本籍地
都道府県
（国籍等）」 に改める。

様式第15号中「本籍地都道府県名
(国 籍)」を「本籍地都道府県
(国 籍 等)」に改める。

(福井県製菓衛生師法施行細則の一部改正)

第3条 福井県製菓衛生師法施行細則(昭和42年福井県規則第53号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「本 籍 地
都道府県名
(国 籍)」を「本 籍 地
都 道 府 県
(国籍等)」に改める。

様式第2号中「本 籍
(国 籍)」を「本 籍 地
都 道 府 県
(国籍等)」に改める。

様式第4号中「本籍(国籍)」を削る。

様式第5号中「本 籍 (国籍)」を「本籍地都道府県
(国 籍 等)」に改める。

様式第6号中「本 籍 地
都道府県名
(国 籍)」を「本 籍 地
都 道 府 県
(国籍等)」に改める。

様式第7号中「本 籍 地
都道府県名
(国 籍)」を「本 籍 地
都 道 府 県
(国籍等)」に改める。

様式第8号中「本 籍 地
都道府県名
(国 籍)」を「本 籍 地
都 道 府 県
(国籍等)」に改める。

様式第9号中「本 籍 地
都道府県名
(国 籍)」を「本 籍 地
都 道 府 県
(国籍等)」に改める。

(栄養士法施行細則の一部改正)

第4条 栄養士法施行細則(昭和58年福井県規則第66号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「本籍(国籍)」を「本籍地都道府県(国籍等)」に、「国籍が」を「国籍等が」に改める。

様式第2号から様式第4号までの規定中「本籍(国籍)」を「本籍地都道府県(国籍等)」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

福井県財務規則等の一部を改正する規則を公布する。

令和8年9月29日

福井県知事 石田 嵩人

福井県規則第45号

福井県財務規則等の一部を改正する規則

(福井県財務規則の一部改正)

第1条 福井県財務規則(昭和39年福井県規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(知事の事務の一部委任) 第4条 (略) 2～5 (略) 6 知事は、かいの臨時の出納員、現金出納員および物品出納員ならびにかいの会計員の指定に関する事務をかい長(嶺南振興局にあっては、 <u>企画振興室長(若狭企画振興室長および二州企画振興室長をいう。以下同じ。)</u> および <u>税務部長。次条、第5条の2および第73条において同じ。)</u> に委任する。 (納付) 第54条 納入者は、次項に規定する歳入以外の歳入を納付しようとするときは、次に掲げる方法(会計管理者等に対し納付する場合にあっては、第1号に規定する方法に限る。)により行うものとする。 (1) 納入通知書、納付書または福井県県税条例(昭和25年福井県条例第53号)第2条に規定する納税通知書、納付書もしくは納入書(以下「納入通知書等」という。)に現金または令第156条第1項に規定する証券(<u>小切手を除く。以下「証券」という。</u>)を添えて納付する方法 (2)・(3) (略) 2 (略) <u>第55条および第56条 削除</u>	(知事の事務の一部委任) 第4条 (略) 2～5 (略) 6 知事は、かいの臨時の出納員、現金出納員および物品出納員ならびにかいの会計員の指定に関する事務をかい長に委任する。 (納付) 第54条 納入者は、次項に規定する歳入以外の歳入を納付しようとするときは、次に掲げる方法(会計管理者等に対し納付する場合にあっては、第1号に規定する方法に限る。)により行うものとする。 (1) 納入通知書、納付書または福井県県税条例(昭和25年福井県条例第53号)第2条に規定する納税通知書、納付書もしくは納入書(以下「納入通知書等」という。)に現金または令第156条第1項に規定する証券(以下「証券」という。)を添えて納付する方法 (2)・(3) (略) 2 (略) <u>3 前2項の場合において、小切手をもって歳入を納付しようとする者は、当該小切手の裏面に住所および氏名を記載しなければならない。</u> <u>(歳入の納付に使用できる小切手等の支払地)</u> <u>第55条 令第156条第1項第1号の規定による歳入の納付に使用できる小切手等の支払地は、全国の区域とする。</u> <u>第56条 削除</u>

(資金前渡職員の指定)

第72条 支出負担行為をする権限を有する者(嶺南振興局にあっては、企画振興室長および税務部長)は、資金前渡をしようとするときは、県の職員または他の普通地方公共団体の職員を資金前渡職員に指定しなければならない。

(入札保証金に代わる担保)

第154条 知事が入札保証金の納付に代えて提供させることができる担保は、令第167条の7第2項に規定する国債、地方債のほか、次に掲げるものとする。

(1) (略)

(2) (略)

2 前項に掲げる担保の価値は、国債および地方債については額面金額、その他のものについては市場価格の8割に相当する金額とする。

第156条 削除

(規定の準用)

第174条 第154条および第155条の規定は、契約保証金について準用する。

(監督)

(資金前渡職員の指定)

第72条 支出負担行為をする権限を有する者は、資金前渡をしようとするときは、県の職員または他の普通地方公共団体の職員を資金前渡職員に指定しなければならない。

(入札保証金に代わる担保)

第154条 知事が入札保証金の納付に代えて提供させることができる担保は、令第167条の7第2項に規定する国債、地方債のほか、次に掲げるものとする。

(1) (略)

(2) 契約担当者が確実に認める金融機関が振り出し、または支払保証をした小切手

(3) (略)

2 前項に掲げる担保の価値は、国債および地方債については額面金額、小切手については小切手金額、その他のものについては市場価格の8割に相当する金額とする。

(担保として提供された小切手の現金化等)

第156条 契約担当者は、一般競争入札に参加しようとする者が入札保証金の納付に代えて小切手を担保として提供した場合において、契約締結前に当該小切手の呈示期間が経過することとなるときは、会計管理者または出納員にその取立ておよび取立てにかかる現金の保管をさせ、または当該小切手に代わる入札保証金の納付もしくは入札保証金の納付に代わる担保の提供を求めなければならない。

(規定の準用)

第174条 第154条から第156条までの規定は、契約保証金についてこれを準用する。この場合において、「一般競争入札に参加しようとする者」とあるのは「契約者」と、「入札保証金」とあるのは「契約保証金」と、「契約締結前」とあるのは「契約履行前」とそれぞれ読み替えるものとする。

(監督)

第183条 (略)

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の監督を契約担当者の所属の職員以外の職員に行わせることができる。この場合において、知事は、当該職員の職名、氏名および行わせようとする事務の範囲について、あらかじめ当該職員の所属長（第219条に規定する所属長をいい、嶺南振興局税務部にあっては、税務部長とする。第249条において同じ。）の同意を得なければならない。

3～6 (略)

(歳入歳出外現金および保管有価証券の整理区分)

第190条 歳入歳出外現金（令第156条第1項第1号の規定に基づき総務大臣が指定する有価証券を含む。以下同じ。）は、次の区分により整理しなければならない。

(1)～(3) (略)

2 (略)

(証拠書類の編集等)

第219条 所属長（知事の事務部局の課長、教育庁の課長、部局長（教育長を除く。）およびかい長（嶺南振興局にあっては、企画振興室長。第221条および第226条において同じ。）をいう。第223条、第237条および第246条の3において同じ。）は、収入の証拠書類についてはその種類ごとに月単位に、支出の証拠書類についてはその事業ごとに区分し、編集し、および保存しなければならない。

第183条 (略)

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の監督を契約担当者の所属の職員以外の職員に行わせることができる。この場合において、知事は、当該職員の職名、氏名および行わせようとする事務の範囲について、あらかじめ当該職員の所属長の同意を得なければならない。

3～6 (略)

(歳入歳出外現金および保管有価証券の整理区分)

第190条 歳入歳出外現金（令第156条第1項第1号に規定する小切手等を含む。以下同じ。）は、次の区分により整理しなければならない。

(1)～(3) (略)

2 (略)

(証拠書類の編集等)

第219条 知事の事務部局の課長、教育庁の課長、部局長（教育長を除く。）およびかい長（以下「所属長」という。）は、収入の証拠書類についてはその種類ごとに月単位に、支出の証拠書類についてはその事業ごとに区分し、編集し、および保存しなければならない。

(福井県県税条例施行規則の一部改正)

第2条 福井県県税条例施行規則（昭和37年福井県規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第31条 削除	(納付または納入の委託を受けることができる有価証券の種類) 第31条 法第16条の2第1項前段（法第144条の29第2項において準用する場合を含む。）に規定する知事が定める有価証券は、その額面金額が納付または納入の委託の目的である徴収金の額を超えないもので、次に掲げる小切手、約束手形または為替手形とする。 (1) 県指定金融機関、県指定代理金融機関もしくは県収納代理金融機関（以下

「指定金融機関等」という。)または指定金融機関等が加入している手形交換所(手形法第83条及小切手法第69条ノ規定ニ依ル手形交換所ヲ指定スル省令(昭和8年司法省令第38号)に基づいて設置されたものをいう。)に加入している銀行(小切手法ノ適用ニ付銀行ト同視スベキ人又ハ施設ヲ定ムルノ件(昭和8年勅令第329号)による銀行と同視される人および施設を含む。以下「所在地の銀行」という。)を支払人とし、指定金融機関等の名称(店舗名を含む。)を記載した特定線引きの小切手で次のいずれかに該当するもの

ア 振出人が納付または納入の委託をする者であるときは、納付または納入の委託を受ける徴税吏員の所属する県税事務所等の長を受取人とする記名式のもの

イ 振出人が納付または納入の委託をする者以外のものであるときは、納付または納入の委託する者が徴税吏員の所属する県税事務所等の長に取り立てのための裏書きをしたもの

(2) 支払場所を指定金融機関等または所在地の銀行とする約束手形または為替手形で次のいずれかに該当するもの

ア 約束手形にあっては振出人が、為替手形にあっては支払人(自己あての為替手形)が、納付または納入の委託をするものであるときは、徴税吏員の所属する県税事務所等の長を受取人とし、かつ、指図禁止の文言の記載があるもの

イ 約束手形にあっては振出人が、為替手形(引き受けのあるものに限る。)にあっては支払人が、納付または納入の委託をする者以外の者であるときは、納付または納入の委託をする者が徴税吏員の所属する県税事務所等の長に取り立てるための裏書きをしたもの

(3) 支払人または支払場所を指定金融機関等および所在地の銀行以外の銀行とする前2号に掲げる小切手、約束手形または為替手形で、指定金融機関等を通じて取り立てることができるものと県税事務所等の長が認めるもの

(福井県公有財産等管理規則の一部改正)

第3条 福井県公有財産等管理規則(昭和39年福井県規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(担保の種類および提供の手続)	(担保の種類および提供の手続)
第50条 債権について、令第171条の4第2項の規定により担保の提供(保	第50条 債権について、令第171条の4第2項の規定により担保の提供(保

証人の保証を含む。)を求める場合は、次の各号に掲げる財産等のうちから担保の提供を求めなければならない。ただし、当該担保の提供ができないことについてやむを得ない事由があると認められる場合においては、他の担保の提供を求めることができる。

(1) 福井県財務規則(昭和39年福井県規則第11号)第154条第1項に規定する担保

(2)・(3) (略)

2 (略)

(担保の価値)

第51条 前条第1項に規定する担保(保証人の保証を含む。)の価値は、次の各号に掲げる担保について当該各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 前条第1項第1号に掲げる担保のうち前号に掲げるもの以外のもの 市場価格の8割に相当する金額

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

証人の保証を含む。)を求める場合は、次の各号に掲げる財産等のうちから担保の提供を求めなければならない。ただし、当該担保の提供ができないことについてやむを得ない事由があると認められる場合においては、他の担保の提供を求めることができる。

(1) 福井県財務規則(昭和39年福井県規則第11号)第154条第1項各号に掲げる担保

(2)・(3) (略)

2 (略)

(担保の価値)

第51条 前条第1項に規定する担保(保証人の保証を含む。)の価値は、次の各号に掲げる担保について当該各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 小切手 小切手金額

(3) 前条第1項第1号に掲げる担保のうち前2号に掲げるもの以外のもの 市場価格の8割に相当する金額

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年10月1日から施行する。ただし、第1条中福井県財務規則第4条第6項、第72条、第183条第2項および第219条の改正規定ならびに第3条中福井県公有財産等管理規則第50条第1項第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

(小切手を使用して歳入の納付が行われた場合に関する経過措置)

2 この規則の施行の日(次項において「施行日」という。)前に第1条の規定による改正前の福井県財務規則第54条の規定により小切手を使用して歳入の納付が行われた場合における福井県財務規則第60条に規定する収納の取消しについては、なお従前の例による。

(約束手形または為替手形を提供して行われる納付または納入の委託に関する経過措置)

3 施行日前に振り出され、かつ、その支払期日が令和9年3月31日までに到来する約束手形または為替手形を提供して行われる地方税法(昭和25年法律第226号)第16条の2の規定による納付または納入の委託については、令和9年3月31日までの間は、なお従前の例による。

告 示

福井県告示第423号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定に基づき、消防法（昭和23年法律第186号）第2条第9項の救急業務に係る医療機関を認定したので、同令第2条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年9月29日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 区分 救急病院
- 2 名称 光陽生協病院
- 3 所在地 福井県福井市光陽3丁目10-24
- 4 認定の有効期間
自 令和8年10月1日
至 令和11年9月30日

- 1 区分 救急病院
- 2 名称 さくら病院
- 3 所在地 福井県福井市下荒井町第21号44番地の1
- 4 認定の有効期間
自 令和8年10月1日
至 令和11年9月30日

福井県告示第424号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、電気・ガス価格高騰緊急対策事業LPガス給付金給付事業運営業務委託（令和8年7月～9月期分）を委託したので、同法第243条の2第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年9月29日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 指定公金事務取扱者の名称および住所
一般社団法人福井県LPガス協会
福井県福井市下江守町26-35-4
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る支出
電気・ガス価格高騰緊急対策事業LPガス給付金給付事業運営業務委託（令和8年7月～9月期分）に係るLPガス販売事業者への給付金の支払い
- 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日
令和8年2月24日

- 4 指定公金事務取扱者に委託をした日
令和8年9月1日

福井県告示第425号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、電気・ガス価格高騰緊急対策給付金給付事業運営業務委託（令和8年7月～9月期分）を委託したので、同法第243条の2第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年9月29日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 指定公金事務取扱者の名称および住所
株式会社JTB福井支店
福井県福井市中央1丁目2-1
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る支出
電気・ガス価格高騰緊急対策給付金給付事業運営業務委託（令和8年7月～9月期分）に係る給付金申請者への給付金の支払い
- 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日
令和8年2月24日
- 4 指定公金事務取扱者に委託をした日
令和8年9月1日

福井県告示第426号

福井県労使相談センター設置運営要綱を次のように定める。

令和8年9月29日

福井県知事 石田 嵩人

福井県労使相談センター設置運営要綱

福井県中小企業労働相談所設置運営要綱（昭和31年福井県告示第35号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 中小企業における労働問題の実情に鑑み、関係機関との緊密な連携の下に中小企業の労使双方に対する啓発および相談活動の促進強化を図り、もって労使関係の合理的安定と生産性の向上を通じた企業の振興および労働条件の改善に資するため、福井県労使相談センター（以下「センター」という。）を設置する。

（位置）

第2条 センターは、嶺北地域および嶺南地域に1箇所ずつ事務所を設置する。

（業務）

第3条 センターは、次に掲げる事項に関する相談に応じ、必要な助言を行う。

(1) 中小企業における労使関係の安定および労使紛争の予防または解決に関すること。

- (2) 中小企業における労務管理の改善に関すること。
- (3) 中小企業における労働者の地位の向上および労働条件の改善に関すること。
- 2 センターは、前項に規定する業務の実施にあたっては、必要に応じて他の労働行政機関等（労働基準監督署その他の関係機関をいう。以下同じ。）と連携するものとする。
- 3 知事は、センターの業務の全部または一部を適当と認める団体に委託することができる。

（労働相談員）

第4条 第2条に規定する事務所に、労働相談員を置く。

2 労働相談員は、労働問題に関する専門的知識および経験を有する者とする。

3 労働相談員は、前条第1項に規定する業務に従事する。

（相談業務の処理）

第5条 労働相談員は、第3条第1項に規定する業務の処理のため必要があると認めるときは、労働行政機関等への連絡または照会を行うものとする。

2 労働相談員は、第3条第1項の相談の内容、処理経過等を中小企業労働相談簿（別記様式）に記録しなければならない。

（秘密を守る義務）

第6条 労働相談員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第7条 センターの庶務は、労働政策課において処理する。

附 則

この告示は、令和8年10月1日から施行する。

別記様式（第5条関係）

中小企業労働相談簿

（窓口の区分） 嶺北・嶺南

対応者氏名

受理年月日	年 月 日()	労使区分	労働者・使用者
相談の態様	面接・電話・メール・その他()		
相談者	氏 名	性 別	男・女
	労働者区分	正社員・ 正社員以外（短時間労働者・派遣労働者・有期雇用労働者・その他・不明）	
	住 所		
	連絡場所		
労働組合または関係事業所	名 称	代 表 者	
	業 種	従業員数	人
	所 在 地		
	労組有無	有・無・不明	協約有無

相 談 の 分 類

労働組合および労使関係	労働条件	雇用に関すること その他
☐ 組合結成、組織、活動	☐ 就業規則	☐ 雇用
☐ 労使協議制	☐ 賃金	☐ 職業能力開発
☐ 労働協約	☐ 労働時間、休日・休暇	☐ 勤労者福祉
☐ 団体交渉	☐ 安全衛生	☐ 男女雇用機会均等
☐ 不当労働行為	☐ 解雇、退職勧奨	()
☐ 争議行為	☐ 解雇	☐ 外国人労働者問題
☐ その他	☐ 雇い止め	☐ その他の問題に関すること
()	☐ 退職勧奨	☐ 職場の人間関係
	☐ その他	☐ いじめ、嫌がらせ
	()	☐ その他
	☐ 退職、退職金	()
	☐ その他	☐ 苦情処理
	()	☐ その他
		()

相談内容が次に該当 → ☐セクハラ ☐マタハラ ☐パワハラ ☐オワハラ ☐カスハラ ☐ブラック求人

相談の概要

処理経過

連携先相談機関等の名称および連携概要

所 見

※この相談簿の記載は、相談者の事情に応じて一部省略することができる。

福井県告示第427号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年9月29日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 調査を行った者の名称
鯖江市
- 2 調査を行った期間
平成27年7月から平成29年3月まで
- 3 調査を行った地域
鯖江市北中町
- 4 成果の名称
鯖江市北中町の一部の地籍図および地籍簿
- 5 認証年月日
令和8年9月8日

福井県告示第428号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により、次のとおり告示する。

令和8年9月29日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
今立郡池田町藪田73字長久保草野8の1、9の2、9の8、10の2、10の3、11の2、74字坂ノ谷9の1、10の3、15の1、17の2、18の2、21の2、22の2
- 2 保安林として指定された目的
なだれの危険の防止
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る立木の伐採を禁止する。
イ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び池田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福井県告示第429号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により、次のとおり告示する。

令和8年9月29日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
敦賀市刀根60号外ヶ谷5の2
- 2 保安林として指定された目的
なだれの危険の防止
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る立木の伐採を禁止する。
イ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び敦賀市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福井県告示第430号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、指定公金事務取扱者を指定し、支出に関する事務を委託したため、次のとおり告示する。

令和8年9月29日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 指定公金事務取扱者の名称および事務所の所在地
株式会社インボイス
東京都千代田区麴町五丁目1番地1
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る支出
公共サービス事業者が提供する各種サービス（電話、インターネット、電気、ガス、水道等）
- 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日
令和8年9月2日
- 4 指定公金事務取扱者に委託をした日
令和8年9月2日

訓

令

福井県訓令第 12 号

総務部
嶺南振興局
福井県税事務所

県税賦課徴収事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 9 月 29 日

福井県知事 石田 嵩人

県税賦課徴収事務取扱規程の一部を改正する訓令

県税賦課徴収事務取扱規程（昭和 38 年福井県訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（収納事務関係書類の調製） 第 38 条の 2 県税事務所等の長は、法および法に基づく命令の規定により県税を収納し、または還付する場合は、次に掲げる書類のうち、必要なものを調製しなければならない。 (1) (略) <u>(2)</u> (略) <u>(3)</u> (略) <u>(4)</u> (略) <u>(5)</u> (略) <u>(6)</u> (略) <u>(7)</u> (略) <u>(8)</u> (略) <u>(9)</u> (略) <u>(10)</u> (略) <u>(11)</u> (略) <u>(12)</u> (略) （延滞金の調定等）	（収納事務関係書類の調製） 第 38 条の 2 県税事務所等の長は、法および法に基づく命令の規定により県税を収納し、または還付する場合は、次に掲げる書類のうち、必要なものを調製しなければならない。 (1) (略) <u>(2)</u> 削除 <u>(3)</u> (略) <u>(4)</u> (略) <u>(5)</u> (略) <u>(6)</u> 削除 <u>(7)</u> (略) <u>(8)</u> (略) <u>(9)</u> (略) <u>(10)</u> 削除 <u>(11)</u> (略) <u>(12)</u> (略) <u>(13)</u> (略) <u>(14)</u> 削除 <u>(15)</u> (略) <u>(16)</u> (略) <u>(17)</u> 納付（納入）受託報告書兼整理票 別記様式第 173 号の 18 （延滞金の調定等）

第38条の3 県税事務所等の長は、延滞金の調定をしようとするときは、県税事務所等に備え付けてある電子計算組織の端末装置から出力される別記様式第173号の18による延滞金調定決議書により決議しなければならない。

様式目次

様式番号	名称	関係条文
1～173の17	(略)	(略)
173の18	延滞金調定決議書	第38条の3
174～233	(略)	(略)

第38条の3 県税事務所等の長は、延滞金の調定をしようとするときは、県税事務所等に備え付けてある電子計算組織の端末装置から出力される別記様式第173号の22による延滞金調定決議書により決議しなければならない。

様式目次

様式番号	名称	関係条文
1～173の17	(略)	(略)
173の18	納付（納入）受託報告書兼整理票	//
173の19から 173の21まで	削除	
173の22	延滞金調定決議書	第38条の3第1項
174～233	(略)	(略)

訓令様式第173号の18から訓令様式第173号の21までを削り、訓令様式第173号の22を訓令様式第173号の18とする。

附 則

この訓令は、令和8年10月1日から施行する。

福井県訓令第13号

各出先機関

福井県出先機関事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年9月29日

福井県知事 石田 嵩人

福井県出先機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

福井県出先機関事務決裁規程（昭和50年福井県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第1（第3条関係）出先機関の長の専決事項			別表第1（第3条関係）出先機関の長の専決事項		
出先機関名	項	長の専決事項	出先機関名	項	長の専決事項
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
嶺南振興局、農林総合事務所、越前漁港事務所、土木事務所、ダム建設事務所、港湾事務所および福井空港事務所		(略)	嶺南振興局、農林総合事務所、越前漁港事務所、土木事務所、ダム建設事務所、港湾事務所および福井空港事務所		(略)
全てのかい		契約の執行に関する事務（かい長委任に係るものを除く。）	すべてのかい	1	契約の執行に関する事務（かい長委任に係るものを除く。）

		この項中福井県財務規則を「規則」という。 (1)～(4) (略)
		(5) (略)
		(6) (略)
		(7) (略)
		(8) (略)
		(9) (略)
		(10) (略)
		(11) (略)
		(12) (略)
		(13) (略)
全ての出先機関	1 ～ 3	(略)

別表第1の3（第3条関係）

局長の決裁を受けなければならない事項	副局長の専決事項	部長の専決事項
(1)～(9) (略)	(1)～(7) (略)	(1)～(7) (略) (8) 契約の執行に関する次の事務 この号中福井県財務規則を「規則」という。 (ア)～(ケ) (略) (コ) 入札保証金の受入れおよび還付に 関すること（（規則第152条）（若狭企画振興室および二州企画振興室）(サ)および(シ)において同じ。）。

		この項中福井県財務規則を「規則」という。 (1)～(4) (略) (5) <u>担保として提供された小切手の現金化等に関すること（規則第156条）</u>
		。
		(6) (略)
		(7) (略)
		(8) (略)
		(9) (略)
		(10) (略)
		(11) (略)
		(12) (略)
		(13) (略)
		(14) (略)
すべての出先機関	1 ～ 3	(略)

別表第1の3（第3条関係）

局長の決裁を受けなければならない事項	副局長の専決事項	部長の専決事項
(1)～(9) (略)	(1)～(7) (略)	(1)～(7) (略) (8) 契約の執行に関する次の事務 この号中福井県財務規則を「規則」という。 (ア)～(ケ) (略) (コ) 入札保証金の受入れおよび還付に 関すること（（規則第152条）（若狭企画振興室および二州企画振興室）(サ)、(シ)および(ス)において同じ。）。

		(サ) (略) (シ) (略) (9) (略)
備考	1	この表において「(若狭企画振興室および二州企画振興室)」とあるのは、当該事項が括弧で囲んだ室の所掌事務であることを示す。
	2	(略)

別表第1の4 (第3条関係)

部長の専決事項	
(1)～(5)	(略)
(6)	契約の執行に関する次の事務(第2号から前号までの部長の専決事項に係るものに限る。) この号中福井県財務規則を「規則」という。
(7)～(コ)	(略)
(サ)	(略)
(シ)	(略)
(7)	(略)

附 則
この訓令は、令和8年10月1日から施行する。

		(サ) 担保として提供された小切手の現金化等に関すること(規則第156条)。 (シ) (略) (ス) (略) (9) (略)
備考	1	この表において「(若狭企画振興室および二州企画振興室)」とあるのは、当該事項がかつこで囲んだ部の所掌事務であることを示す。
	2	(略)

別表第1の4 (第3条関係)

部長の専決事項	
(1)～(5)	(略)
(6)	契約の執行に関する次の事務(前四号の部長の専決事項に係るものに限る。) この号中福井県財務規則を「規則」という。
(7)～(コ)	(略)
(サ)	担保として提供された小切手の現金化等に関すること(規則第156条)。
(シ)	(略)
(ス)	(略)
(7)	(略)

公 告

土地区画整理法（昭和２９年法律第１１９号）第４条第１項の規定に基づき、織田長割土地区画整理事業を認可したので、同法第９条第３項の規定により次のとおり公告する。

令和８年９月２９日

福井県知事 石田 嵩人

- １ 施行者の名称および住所
越前町長 高田 浩樹
丹生郡越前町西田中第１３号５番地１
- ２ 事業施行期間
令和８年９月２９日から令和１０年３月３１日まで
- ３ 施行地区
丹生郡越前町織田１１７字禅奥寺前および１１８字長割の各一部ならびに平等３字長割の一部
- ４ 事務所の所在地
丹生郡越前町西田中第１３号５番地１
- ５ 施行認可の年月日
令和８年９月２９日
- ６ 事業年度
毎年４月１日から翌年３月３１日まで
- ７ 公告の方法
越前町役場の掲示板に掲示する。

人事委員会規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和８年９月２９日

福井県人事委員会 委員長 和田 晋一

福井県人事委員会規則第２２号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和４４年福井県人事委員会規則第１４号）の一部を次のように改正する。

別表第１アの表知事の事務部局の部東京事務所の項中「地域総合整備財団」を「ふるさと財団」に改める。

附 則

この規則は、令和８年１０月１日から施行する。

公益的法人等への福井県職員等の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年9月29日

福井県人事委員会 委員長 和田 晋一

福井県人事委員会規則第23号

公益的法人等への福井県職員等の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公益的法人等への福井県職員等の派遣等に関する条例施行規則（平成14年福井県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第1（第2条関係） 1～52（略） <u>53 一般財団法人ふるさと財団</u>	別表第1（第2条関係） 1～52（略） <u>53 一般財団法人地域総合整備財団</u>

附 則

この規則は、令和8年10月1日から施行する。

企業管理規程

福井県企業管理規程第5号

福井県水道用水供給条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年9月29日

福井県知事 石田 嵩人

福井県水道用水供給条例施行規程の一部を改正する規程

福井県水道用水供給条例施行規程（昭和63年福井県企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（給水の制限または停止） 第3条 （略） <u>（使用水量の測定等）</u> <u>第4条 条例第5条第1号イに規定する使用水量は、県の量水器により計量し、</u> <u>県の遠隔指示装置により毎月末日に測定する。</u> <u>2 管理者は、量水器または遠隔指示装置の故障その他の理由により使用水量を</u> <u>測定することができないときは、過去の使用水量その他の事項を考慮し、水道</u> <u>事業者の意見を聴いて、使用水量を決定するものとする。</u> （料金の納期限） 第5条 （略） （書類の経由） 第6条 （略）	（給水の制限または停止） 第3条 （略） （料金の納期限） 第4条 （略） （書類の経由） 第5条 （略）

附 則

この規程は、令和8年10月1日から施行する。

